



金 沢 市 公 報

号外第 1 1 号の 2

平成30年(2018年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課) 6
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1		○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 7
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (") 1		○金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監理課) 7
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 2		○公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (企画調整課) 8
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (") 4		○金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則 (文化政策課) 9
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 4		○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (商業振興課) 13
○技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 5		○金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規則及び市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則 (農業基盤整備課) 13
○金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (") 5		○金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部を改正する規則 (福祉総務課) 14
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 5		○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 14

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「公益財団法人石川県下水道公社」を「一般社団法人石川県金沢食肉公社」に改める。
 「一般社団法人石川県金沢食肉公社」

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

ものづくり産業支援課	作業服（上、下）	1	を
	作業服（夏）（上、下）	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
商工業振興課	作業服（上、下）	1	に
	作業服（夏）（上、下）	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

改める。

別表第2第2項の表防寒衣の項及び安全靴の項中「ものづくり産業支援課」を「商工業振興課（工業振興担当者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条第1項中「任命権者は」を「条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には」に、「を扶養親族とすることができない」を「は含まれないものとする」に改め、同項第1号中「民間その他から扶養手当」を「職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれ」に、「を受けて」を「の基礎となって」に改め、同項第2号中「その者の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給所得等の合計額が年額1,300,000円程度以上である」を「年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる」に改め、同条第3項中「次条」を「第5条」に改め、「又は配偶者のない旨」を削り、同条第4項中「前項の」を「前項の規定による」に、「扶養事実等」を「扶養の事実等」に改める。

第19条の5第1号中「100分の190」を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の85」に改める。

第22条第3項及び第23条を削る。

別表第2市長の事務部局の項中「局長 危機管理監」を「局長 卸売市場長 危機管理監」に、「卸売市場長 保健所次長」を「保健所次長 危機管理課長」に改め、「課長（）」の次に「危機管理課長及び」を加え、「調査統計室長」を「交流拠点都市推進室長 調査統計室長 収納推進室長」に、「金沢港活性化推進室長」を「金沢営業戦略室長」に、「公設花き地方卸売市場事務局長」を「公設花き地方卸売市場事務局長 地域コミュニティ活性化推進室長」に、「家庭ごみ減量化推進室長 管理センター所長」を「管理センター所長 事業ごみ排出指導室長」に、「交流拠点都市推進室長 金沢美術工芸大学建設準備室長」を「金沢美術工芸大学建設準備室長」に、「収納推進室長 町家保全活用室長 金沢営業戦略室長 誘客推進室長 地域コミュニティ活性化推進室長」を「町家保全活用室長 金沢港活性化推進室長 働き方改革推進室長 誘客推進室長」に、「埋立場建設事務所長 環境エネルギーセンター所長 事業ごみ排出指導室長」を「家庭ごみ減量化推進室長 環境エネルギーセンター所長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「中央公民館長」を「中央公民館長 玉川こども図書館副館長」に、「市民交流施設整備室長 玉川こども

図書館副館長」を「市民交流施設整備室長」に改め、同表議会の事務部局の項を次のように改める。

議会の事務部局	事務局長	1種
	課長	3種
	担当課長	5種

別表第2選挙管理委員会の事務部局の項中「3種」を「2種」に、「5種」を「3種」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「1種」を「2種」に改め、同表農業委員会の事務部局の項を次のように改める。

農業委員会の事務部局	事務局長	2種
	事務局次長	5種

第1号様式中

任命権者	所属名	
	所属長印	

を

任命権者			
所属名		所属長印	

に、

氏名	印
----	---

を

氏名	職員番号	印
----	------	---

に、

配偶者の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その事実の生じた年月日	年	月	日
--------	----------------------------	----------------------------	-------------	---	---	---

を

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）	
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった	に、
<input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある	
<input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)	

異動年月日

を

届出事実の 発生日

に、

<p>注1 配偶者の有無欄には、初めてこの届を提出する場合又はすでに手当を受給している職員で配偶者の有無に異動があった場合（例えば婚姻、離婚等）に記入する。</p> <p>2 年収額欄には、勤労所得のほか資産所得、事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。</p> <p>3 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入する。</p> <p>4 届出の理由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば婚姻、出生、満60歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（例えば満22歳以上、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。</p>	を
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

<p>記入上の注意</p> <p>1 続柄欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。</p> <p>2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。</p> <p>3 届出の事由欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。</p>	に
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(平成6年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「次の各号に定めるところによる」を「一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第5条第5項の規定により標準号給数(同条第6項に規定する市長が定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)第19条の5第1号に掲げる職員のうち同号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定める勤務成績が良好な職員である」に改め、同項各号を削る。

(職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(平成28年規則第68号)の一部を次のように改正する。

附則中第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「調査統計室長、」及び「埋蔵文化財センター所長、」を削り、「金沢港活性化推進室長」の次に「、働き方改革推進室長」を加え、「福祉健康センター所長」を「元町福祉健康センター所長」に改め、「埋立場建設事務所長、」を削り、

7 級	東京事務所長、オリンピック関連事業推進室長、卸売市場長、こども総合相談センター所長及び保健所次長の職務	を
-----	-----------------------------------------------------	---

7 級	調査統計室長、東京事務所長、オリンピック関連事業推進室長、埋蔵文化財センター所長、こども総合相談センター所長及び保健所次長の職務	に
9 級	卸売市場長の職務	

改め、同アの表教育委員会の事務部局の項中「生徒指導支援室長」を「金沢市立工業高等学校事務局長、生徒指導支援室長」に改め、「副館長」を「玉川こども図書館副館長」に改め、同アの表選挙管理委員会の事務部局の項中

6 級	書記長及び書記次長の職務	を
-----	--------------	---

6 級	書記次長の職務	に
7 級	書記長の職務	

改め、同アの表監査委員の事務部局の項中「9級」を「8級」に改め、同アの表農業委員会の事務部局の項中

5級	事務局長補佐及び事務局担当局長補佐の職務	を
6級	事務局長の職務	
5級	事務局担当局長補佐の職務	に
6級	事務局次長の職務	
8級	事務局長の職務	

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「産業局又は都市整備局」を「土木局」に改め、同条第2項中「それぞれ」を削る。

第10条第1項第1号中「又は東部管理センター」を「東部管理センター又は環境指導課」に改め、同条第2項中「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項ただし書中「(使用回数券を含む。)、入場券、入館券、入園券」及び「(共通観覧券、前売り券及び優待券を含む。)」を削り、同項第2号中「金沢歌劇座、文化ホール、アートホール、金沢市民芸術村、金沢卯辰山工芸工房、牧山ガラス工房、おしがはら工房、金沢湯涌創作の森、金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館、金沢文芸館、金沢湯涌江戸村、」を削り、「金澤町家情報館」を「俵芸術交流スタジオ、金澤町家情報館」に改め、「額谷ふれあい体育館、鳴和台市民体育会館、体育施設、スポーツ広場又は」、「金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、スポーツ交流広場、ジュニアスポーツコート、旧高峰家・旧検事正官舎又は」及び「金沢21世紀美術館の特別観覧料」を削り、同項第3号中「体育施設の使用料のうち個人使用の場合の使用料（金沢市営西部市民体育会館のプールの個人使用の場合の使用料を除く。）、」及び「額谷ふれあい体育館、鳴和台市民体育会館、スポーツ広場」を削り、「ものづくり

産業支援課」を「産業政策課」に改め、同項第4号中「ものづくり産業支援課」を「産業政策課」に改める。

第70条第20号を削る。

第285条第3項中「(使用回数券を含む。)、入場券、入館券、入園券」及び「(共通観覧券、前売り券及び優待券を含む。)」を削る。

別表第1甲表中

文化政策課	文化政策課長	市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	-------------------------------	------

を

文化政策課	文化政策課長	俵芸術交流スタジオの使用料並びに市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	-----------------------------------------------	------

に、

「ものづくり産業支援課」を「ものづくり産業支援課長」を「産業政策課」に、

農業センター	農業センター所長	農業センターにおける生産品の売払及び趣味園芸講座の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員
農業基盤整備課	農業基盤整備課長	農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員

を

農業センター	農業センター所長	農業センターにおける生産品の売払及び趣味園芸講座の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員
--------	----------	-------------------------------------------	------

に

改める。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第57条第1項第2号の改正規定（「金澤町家情報館」を「俵芸術交流スタジオ、金澤町家情報館」に改める部分に限る。）及び別表第1甲表の改正規定（

文化政策課	文化政策課長	市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	-------------------------------	------

を

文化政策課	文化政策課長	俵芸術交流スタジオの使用料並びに市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	-----------------------------------------------	------

に

改める部分に限る。）は、金沢市俵芸術交流スタジオ条例（平成30年条例第1号）の施行の日（同年5月20日）から施行する。

- この規則の施行の日前に支給の申請のあった臨時福祉給付金については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎1号の項中「26,568円」を「30,132円」に改め、同表東京公舎2号の項中「22,695円」を「25,653円」に改め、同表東京公舎3号の項中「39,900円」を「45,960円」に改め、同表東京公舎4号の項中「38,570円」を「44,428円」に改め、同表東京公舎5号の項中「33,060円」を「38,454円」に改め、同表東京公舎6号の項中「32,037円」を「37,111円」に改め、同項の次に次のように加える。

東京公舎7号	東京都世田谷区船橋5丁目17番13-705号	19,708円	30,420円
--------	------------------------	---------	---------

別表第1金沢公舎1号の項中「34,049円」を「29,309円」に、「44,082円」を「49,138円」に改め、同表金沢公舎2号の項中「40,919円」を「47,227円」に改め、同表金沢公舎3号の項中「26,862円」を「30,710円」に改める。

別表第2屋外駐車場の項中「3,437円」を「3,950円」に改め、同表地下駐車場等の項中「13,912円」を「14,150円」に改め、同表立体駐車場の項中「5,162円」を「5,937円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第35号様式その2ア(表)中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第43条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第44条第2項中「前条第6項」を「前条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約の定めるところにより違約金を徴収する。

- (1) 第43条第1項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 契約者がその債務の履行を拒否し、又は、契約者の責めに帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 契約者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 契約者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 契約者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する額とする。
- 4 市長は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、契約者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が第31条において読み替えて準用する第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあつては、第43条第1項第8号から第14号までの規定により契約が解除された場合を除く。
- 5 市長は、第1項の規定により徴収した違約金の額が第43条第1項又は第44条の2第2項の規定による契約の解除により本市が受けた損害を補填することができないときは、契約者からその不足額に相当する額を徴収することができる。

第45条第1項中「前2条」を「第43条又は第44条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第44条の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（監査報告の作成）

第1条の2 法第13条第4項に規定する規則で定める事項は、この条の定めるところによる。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事及び会計監査人その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

- 5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適性を確保するための体制及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

（監事が調査する書類）

第1条の3 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、この規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

第11条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第11条の2 法第34条第2項に規定する当該事業年度の事業報告書には、当該年度計画に定めた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

第12条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第15条第1項中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改める。

第19条の次に次の3条を加える。

（内部組織）

第20条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（次項において「現内部組織」という。）として次に掲げるものであって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 金沢美術工芸大学

2 直近7年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる内部組織であって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第21条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、金沢市職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第12号）第21条に規定する職に相当するものとする。

（業務実績等報告書）

第22条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市芸術文化ホール条例施行規則（平成23年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「附属設備使用料」を「附属設備使用料金」に改め、同条中「のとおりとする」を「に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料金」に改め、同条第3号中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第4号中「1箇月」を「1か月」に改める。

別表第1中「金沢歌劇座附属設備使用料」を「金沢歌劇座附属設備使用料金」に、

スポット・ライト	500ワット	1台	216円	を
	1,000ワット	1台	324円	
	1,500ワット	1台	486円	
	ハロゲン1,000ワット	1台	378円	
	ハロゲン1,500ワット	1台	540円	

スポット・ライト	500ワット	1台	216円	に、
	ハロゲン1,000ワット	1台	378円	
	ハロゲン1,500ワット	1台	540円	

トーメンタル・ライト	ハロゲン1,000ワット×6台	1基	2,484円	を
ランプ・ピンスポット・ライト	ハロゲン650ワット	1台	1,080円	

	トーメンタル・ライト	ハロゲン1,000ワット×6台	1基	2,484円		に、
	リップル・マシン		1台	864円		を
	オーロラ・マシン		1台	864円		
	オーロラ・マシン		1台	864円		に、
映写設備	スライド・プロジェクター	可搬型	1台	1,080円		を
	ホール・スクリーン	12.5メートル×6.5メートル	1枚	3,240円		
映写設備	ホール・スクリーン	12.5メートル×6.5メートル	1枚	3,240円		に、
	太鼓	90センチメートル×45センチメートル	1個	324円		を
	松羽目	正面12.7メートル 両袖5.5メートル 高さ4.5メートル	一式	1,620円		
	浅黄幕		1枚	540円		
	太鼓	90センチメートル×45センチメートル	1個	324円		に、
	OHP		1台	1,080円	可搬式	を
	レーザーポインター		1個	1,080円		
	同時通訳設備		一式	21,600円		
	L A Nカード		1枚	216円		
	レーザーポインター		1個	1,080円		に
	同時通訳装置		一式	21,600円		
	同時通訳仮設ブース		1室	3,780円		
	同時通訳レシーバー		1台	270円		

改め、同表の備考第1項及び第2項中「使用料」を「使用料金」に改める。

別表第2中「金沢市文化ホール附属設備使用料」を「金沢市文化ホール附属設備使用料金」に、

	所作台		1式	7,560円		を
	松羽目・竹羽目		1式	4,320円		
	所作台		1式	7,560円		に、
	浅黄幕		1張	1,080円		を
	紅白幕		1張	1,080円		
	しゃ幕		1張	1,080円		
	中ホリゾント幕		1張	1,080円		
	しゃ幕		1張	1,080円		に、

		ピンスポットライト	ハロゲン1,000ワット	1台	864円		を
			クセノン2,000ワット	1台	3,240円		
		ピンスポットライト	クセノン2,000ワット	1台	3,240円		に、
		スパイラルマシン		1台	1,296円		を
		ドラムマシン		1台	1,080円		
		スパイラルマシン		1台	1,296円		に、
		効果用スピーカー	ステージ用	1台	1,296円		を
			ハネ返り用	1台	648円		
		効果用スピーカー	ハネ返り用	1台	648円		に、
映写設備		スライド		1台	1,080円		を
		液晶ビデオプロジェクター		1式	10,800円	可搬式	
映写設備		液晶ビデオプロジェクター		1式	10,800円	可搬式	に、
その他	中継放送設備	テレビ		一式	8,640円		を
		ラジオ		一式	4,320円		
	浴室・シャワー		1回	1,080円			
その他		浴室・シャワー		1回	1,080円		に、
その他	練習室	音響設備		一式	2,700円		を
		ピアノ	グランド日本製	1台	2,160円		
その他	練習室	ピアノ	グランド日本製	1台	2,160円		に、
		金びょうぶ		1双	2,160円		を
		銀びょうぶ		1双	2,160円		
		金びょうぶ		1双	2,160円		に、
大会議室	展示パネル	照明器具付		1枚	108円		を
	電子オルガン			1台	3,240円		
	同時通訳設備			一式	21,600円		
		展示パネル	照明器具付	1枚	108円		に、
	スライド			1台	1,080円	可搬式	を
	ビデオ再生装置			一式	2,160円	可搬式	
	OHP			1台	1,080円	可搬式	
		ビデオ再生装置		一式	2,160円	可搬式	に、

	液晶ビデオプロジェクター	一式	4,320円	可搬式	を に
	液晶ビデオプロジェクター	一式	4,320円	可搬式	
	同時通訳装置	一式	21,600円		
	同時通訳仮設ブース	1室	3,780円		
	同時通訳レシーバー	1台	270円		

改め、同表の備考第2項中「使用料」を「使用料金」に改める。

別表第3中「金沢市アートホール附属設備使用料」を「金沢市アートホール附属設備使用料金」に改め、同表その他の項を次のように改める。

その他	レーザーポインター	1個	1,080円	
	スクリーン	1台	324円	可搬式
	液晶ビデオプロジェクター	一式	4,320円	可搬式
	同時通訳装置	一式	21,600円	
	同時通訳仮設ブース	1室	3,780円	
	同時通訳レシーバー	1台	270円	

様式第2号及び様式第6号中

大集会室	<input type="checkbox"/> 大集会室	時から	時まで	を	
	<input type="checkbox"/> パントリー	時から	時まで		
大集会室	<input type="checkbox"/> 全室を使用する場合	時から	時まで	に、	
	区分して使用する場合	<input type="checkbox"/> 第1区画	時から		時まで
		<input type="checkbox"/> 第2区画	時から		時まで
	<input type="checkbox"/> パントリー	時から	時まで		
茶室	<input type="checkbox"/>			を	
展示ギャラリー	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 茶室			に	
	<input type="checkbox"/> 展示ギャラリー				
	<input type="checkbox"/> 多目的ルーム				

改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の第2号様式及び第6号様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規則及び市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規則及び市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則
(金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例施行規則（昭和33年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例」を「この規則は、金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例」に、「はこの規則の定めるところによる」を「を定めるものとする」に改める。

第2条に見出しとして「(分担金等の算定)」を付し、同条中「第3条」を「第3条第1号から第3号まで」に、「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところ」を「石川県又は本市が行う土地改良事業の受益面積割」に改め、同条各号を削る。

第3条に見出しとして「(徴収の猶予又は減免)」を付し、同条中「によって」を「に基づき」に、「とき」を「者」に改める。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部改正)

第2条 市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則（昭和47年規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「次の事務」を「金沢市総合治水対策の推進に関する条例（平成21年条例第5号）第14条第1項の規定による雨水排水計画の協議、同条例第15条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告、同条例第16条第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による調査に関する事務（合流式の公共下水道により下水を排除し、又は処理すべき地域として市長が指定する地域内における同条例第2条第5号に規定する開発事業に係るものに限る。）」に改め、本則各号を削る。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正前の市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに係る農村下水道の使用料の算定及び徴収並びに水洗便所改造資金（農村下水道の処理区域内における資金の貸付けに係るものに限る。）の償還金の納入の通知、収納及び督促については、施行日以後も、なおその効力を有する。

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則（昭和49年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「又は」を「若しくは」に改め、「費用」の次に「又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第48条第4項の規定に基づき、本市が施設介護サービス費として支払う費用」を加え、同条第8号中「及び同項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」を削り、「並びに同法第94条第1項」を「、同法第94条第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、同法第107条第1項の許可に係る介護医療院及び旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条の9の次に次の2条を加える。

（共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出書）

第3条の9の2 法第21条の5の17第1項ただし書の規定による申出は、共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出書（様式第2号の9の2）によるものとする。

（特定障害児通所支援事業所等変更指定申請書）

第3条の9の3 法第21条の5の20第1項及び第24条の13第1項の規定による申請は、特定障害児通所支援事業所等変更指定申請書（様式第2号の9の3）によるものとする。

第3条の10第1項中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に改め、同条第2項中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に、「同条第2項」を「同条第4項」に改める。

第3条の11中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改める。

第3条の12第1項中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に改め、同条第2項中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改める。

第6条の2の7中「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改める。

第6条の8第1項第2号中「第33条第6項」を「第33条第8項」に、「同条第7項」を「同条第9項」に改め、同項第3号中「第33条第8項又は第9項」を「第33条第10項又は第11項」に改める。

別表第4の備考第11項中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

様式第2号の2中

「 放課後等デイサービス 」を

「 放課後等デイサービス
 居宅訪問型児童発達支援 」に

改める。

様式第2号の5中

「 放課後等デイサービス 」を

	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	に
--	-----------------------------------------------------------------------------	---

改める。

様式第2号の9の次に次の2様式を加える。

様式第2号の9の2（第3条の9の2関係）

共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者（申請者） 所 在 地
 名 称
 代表者氏名

印

児童福祉法第21条の5の17第1項に規定する特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

申出に係る事業所	名 称	
	所 在 地	
事業所の管理者	氏 名	
	住 所	
申出に係る障害児 通所支援の種類		

様式第2号の9の3 (第3条の9の3関係)

特定障害児通所支援事業所等変更指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者氏名 ㊟

児童福祉法に規定する特定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に係る変更指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	法人である場合 その種別		法人所轄庁	
	連 絡 先			
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名
	代表者の住所	生年月日		
変更指定を 受けようと する事業等 の種類	フリガナ			
	名 称			
	事業所又は施設の所在地			
	事業等の種別	指定申請する事業等の支援開始年月日	様 式	
	同一施設内において行う事業等の種類	事業所番号		
	備 考			

備考

- 1 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 事業所番号の欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第2号の11中

現に指定障害児通所支援を受けていた者又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		を
現に指定障害児通所支援を受けていた者又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		に
現に指定障害児通所支援を受けていた者又は指定障害児相談支援を受けていた者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無 (廃止・休止した場合のみ)		
引き続き指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援又は障害児相談支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称 (廃止・休止した場合のみ)		

改める。

様式第5号の2中

現に施設に入所している者に対する措置		を
現に施設に入所している者に対する措置		に
現に障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無		
引き続き障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称		

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条の8の改正規定は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成30年(2018年)3月30日 印刷
平成30年(2018年)3月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄